

青森県肝炎ウイルス初回精密検査費助成事業実施要綱

第1 目的

この事業は、肝炎ウイルス検査陽性者の初回精密検査の受診を促進することにより、ウイルス性肝炎患者の重症化予防を図ることを目的とする。

第2 実施主体

実施主体は、青森県（以下「県」という。）とする。

第3 事業内容

（1）実施方法

対象者が、青森県肝炎治療特別促進事業実施要綱の規定により県が指定する医療機関において初回精密検査を受診し、医療保険各法（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）に規定する医療保険各法をいう。以下「医療保険各法」という。）又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定による医療に関する給付を受けた場合、対象者が負担した費用を交付する。

（2）助成対象者

県内に住所を有し、以下のいずれかの要件に該当する者

ア 県、青森市及び八戸市が行う肝炎ウイルス検査又は市町村（青森市、八戸市を除く）が行う健康増進事業の肝炎ウイルス検診において陽性と判定された者であって、以下の全ての要件に該当する者

（ア）医療保険各法の規定による被保険者又は被扶養者並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による被保険者

（イ）1年以内に、県、青森市及び八戸市が行う肝炎ウイルス検査若しくは市町村（青森市、八戸市を除く）が行う健康増進事業の肝炎ウイルス検診において陽性と判定された者

（ウ）県又は市町村が実施するフォローアップ事業に同意した者（県、青森市、八戸市が実施するフォローアップ事業は平成14年3月27日健発第0327012号厚生労働省健康局長通知「特定感染症検査等事業について」別紙「ウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業実施要領」の「第3 事業内容」の「4 陽性者フォローアップ事業」に定めるもの。市町村（青森市、八戸市を除く）が行うフォローアップ事業は平成20年3月31日健発第0331009号厚生労働省健康局長通知「健康増進事業に基づく肝炎ウイルス検診等の実施について」別添「肝炎ウイルス検診等実施要領」の「9 陽性者のフォローアップ」に定めるもの。以下同じ）

イ 職域の肝炎ウイルス検査において陽性と判定された者であって、以下の全ての要件に該当する者

（ア）医療保険各法の規定による被保険者又は被扶養者並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による被保険者

（イ）1年以内に職域の肝炎ウイルス検査において陽性と判定された者

（ウ）県又は市町村が実施するフォローアップ事業に同意した者

ウ 母子保健法に基づき市町村が行う妊婦健診（以下「妊婦健診」という。）の肝炎ウイルス検査において陽性と判定された者であって、以下の全ての要件に該当する者

- (ア) 医療保険各法の規定による被保険者又は被扶養者並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による被保険者
 - (イ) 原則1年以内に妊婦健診の肝炎ウイルス検査において陽性と判定された者
なお、出産後の状況等に鑑み特段の事情がある場合には、この限りではない。
 - (ウ) 県又は市町村が実施するフォローアップ事業に同意した者
- エ 手術前の肝炎ウイルス検査において陽性と判定された者であって、以下の全ての要件に該当する者
- (ア) 医療保険各法の規定による被保険者又は被扶養者並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による被保険者
 - (イ) 原則1年以内に手術前の肝炎ウイルス検査において陽性と判定された者
なお、手術後の状況等に鑑み特段の事情がある場合には、この限りではない。
 - (ウ) 県又は市町村が実施するフォローアップ事業に同意した者

(3) 助成対象費用

初診料(再診料)、ウイルス疾患指導料及び下記の検査に関連する費用として県が認めた費用。ただし、医師が真に必要と判断したものに限る。

- ア 血液形態・機能検査(末梢血液一般検査、末梢血液像)
- イ 出血・凝固検査(プロトロンビン時間、活性化部分トロンボプラスチン時間)
- ウ 血液化学検査(総ビリルビン、直接ビリルビン、総蛋白、アルブミン、ALP、ChE、 γ -GT、総コレステロール、AST、ALT、LD)
- エ 腫瘍マーカー(AFP、AFP-L3%、PIVKA-II半定量、PIVKA-II定量)
- オ 肝炎ウイルス関連検査(HBe抗原、HBe抗体、HCV血清群別判定、HBVジェノタイプ判定等)
- カ 微生物核酸同定・定量検査(HBV核酸定量、HCV核酸定量)
- キ 超音波検査(断層撮影法(胸腹部))

(4) 助成回数

1回

(5) 検査費用の請求について

ア 県、青森市及び八戸市が行う肝炎ウイルス検査又は市町村(青森市、八戸市を除く)が行う健康増進事業の肝炎ウイルス検診において陽性と判定された者の場合

対象者は、陽性と判定された日(結果通知日)から1年以内に、肝炎ウイルス初回精密検査費用請求書(別紙様式1)に、以下の書類を添えて検査費用を知事に請求するものとする。

なお、対象者のうち、青森市及び八戸市が行う肝炎ウイルス検査又は市町村(青森市、八戸市を除く)が行う健康増進事業の肝炎ウイルス検診において陽性と判定された者については、当該対象者のフォローアップ事業の実施主体である市町村を通して、知事に請求するものとする。

- (ア) 医療機関の領収書
- (イ) 診療明細書
- (ウ) 初回精密検査費用振込先金融機関の口座の分かる書類(通帳の写し等)
- (エ) 申請者の氏名が記載された被保険者証等の写し、医療保険の保険者から交付された「資格情報のお知らせ」若しくは「資格確認書」又はマイナポータルからダウンロードした「資格情報画面」等
- (オ) 肝炎ウイルス検査(肝炎ウイルス検診)結果通知書の写し(県が行う肝炎ウイ

ルス検査において陽性と判定された場合を除く)

(カ) 肝炎ウイルス陽性者フォローアップ事業参加同意書の写し

イ 職域の肝炎ウイルス検査によって陽性と判定された者の場合

対象者は、陽性と判定された日（結果通知日）から1年以内に、肝炎ウイルス初回精密検査費用請求書（別紙様式1）に、以下の書類を添えて、検査費用を当該対象者のフォローアップ事業の実施主体である自治体を通して、知事に請求するものとする。

(ア) 医療機関の領収書

(イ) 診療明細書

(ウ) 初回精密検査費用振込先金融機関の口座の分かる書類（通帳の写し等）

(エ) 申請者の氏名が記載された被保険者証等の写し、医療保険の保険者から交付された「資格情報のお知らせ」若しくは「資格確認書」又はマイナポータルからダウンロードした「資格情報画面」等

(オ) 肝炎ウイルス検査結果通知書の写し

(カ) 肝炎ウイルス陽性者フォローアップ事業参加同意書の写し

(キ) 職域検査であることが確認できるもの（(オ) 又は職域検査受検証明書（別紙様式2）。なお、これらから対象者が職域の肝炎ウイルス検査を受けたことが確認できない場合、県は、対象者本人の同意を得て、職域での肝炎ウイルス検査の実施に関する照会票（別紙様式3）により医療機関に照会を行うものとする。）

ウ 妊婦健診の肝炎ウイルス検査によって陽性と判定された者の場合

対象者は、陽性と判定された日（結果通知日）から原則1年以内に、肝炎ウイルス初回精密検査費用請求書（別紙様式1）に、以下の書類を添えて、検査費用を当該対象者のフォローアップ事業の実施主体である自治体を通して、知事に請求するものとする。

(ア) 医療機関の領収書

(イ) 診療明細書

(ウ) 初回精密検査費用振込先金融機関の口座の分かる書類（通帳の写し等）

(エ) 申請者の氏名が記載された被保険者証等の写し、医療保険の保険者から交付された「資格情報のお知らせ」若しくは「資格確認書」又はマイナポータルからダウンロードした「資格情報画面」等

(オ) 母子健康手帳の検査日、検査結果が確認できるページの写し

(カ) 肝炎ウイルス陽性者フォローアップ事業参加同意書の写し

エ 手術前の肝炎ウイルス検査によって陽性と判定された者の場合

対象者は、陽性と判定された日（結果通知日）から原則1年以内に、肝炎ウイルス初回精密検査費用請求書（別紙様式1）に、以下の書類を添えて、検査費用を当該対象者のフォローアップ事業の実施主体である自治体を通して、知事に請求するものとする。

(ア) 医療機関の領収書

(イ) 診療明細書

(ウ) 初回精密検査費用振込先金融機関の口座の分かる書類（通帳の写し等）

(エ) 申請者の氏名が記載された被保険者証等の写し、医療保険の保険者から交付された「資格情報のお知らせ」若しくは「資格確認書」又はマイナポータルからダウンロードした「資格情報画面」等

(オ) 肝炎ウイルス検査結果通知書の写し

(カ) 肝炎ウイルス検査後に受けた手術に係る手術料が算定されたことが確認できる診療明細書

(キ) 肝炎ウイルス陽性者フォローアップ事業参加同意書の写し

(6) 検査費用の支払について

知事は、検査費用の請求を受けたときは、その内容を審査して支払額を決定し、速やかに支払うものとする。

第4 実施にあたっての留意事項

本事業の実施に際しては、個人のプライバシー等人権の保護に十分配慮する。

附則 この要綱は、平成28年2月17日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附則 この要綱は、平成28年4月8日から施行する。

附則 この要綱は、平成28年7月5日から施行する。

附則 この要綱は、平成29年6月21日から施行する。

附則 この要綱は、平成30年5月22日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附則 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附則 この要綱は、令和3年2月1日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附則 この要綱は、令和3年10月5日から施行し、同日から適用する。

附則 この要綱は、令和6年11月25日から施行し、令和6年12月2日から適用する。

(経過措置)

- 1 令和3年10月5日の本要綱一部改正による改正前の様式(2において「旧様式」という。)により使用されている書類は、本改正による改正後の様式によるものとみなすことができる。
- 2 旧様式により申請があった場合でも、これを取り繕って使用することができるものとする。